

## 教員が、児童・生徒と向き合う時間を確保できる取組にご理解、ご協力をお願いします

「学校における働き方改革」は、児童・生徒の未来につながる力を育むため、教員が教育活動に全力投球ができる環境づくりに必要です。

保護者・地域の皆さまにはこれまでも香川県の教育行政にご協力いただいておりますが、今後とも取組推進のため、ご理解・ご協力をお願いします。

コロナ禍を経て、児童・生徒の育成に必要な活動を中心に、学校行事の精選や内容の見直しを行っています。



▶文部科学省「令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果の中で、全国の取組事例が紹介されています。

[https://www.mext.go.jp/content/20240109-mxt\\_zaimu-000032988\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240109-mxt_zaimu-000032988_1.pdf)

### 地域と学校の連携を円滑にする人的支援の強化

(福岡県宗像市教育委員会)

学校・家庭・地域の総掛かりで社会の担い手、未来の創り手となる子供を育てていく体制として、学校運営協議会や地域学校協働活動を活用。地区単位で配置され広域的な連絡・調整を担う地域学校協働活動推進員と学園(※)内で地域連携を推進する学園コーディネーターが連携・協働することで、教師の負担を軽減し、円滑に地域連携が実施されている。  
※宗像市では、同じ中学校区にある小中学校を1つの「学園」として、小中一貫教育を実施。

#### 地域学校協働活動推進員が具体的にしていることは？



推進員  
・学園の窓口となっている学園コーディネーターと連携し、各学校や地域のニーズを取りまとめ、それぞれに応じた人材募集から派遣、活動の企画・運営を行っています。

#### どのような成果や効果が見られましたか？



教育委員会  
・地域学校協働活動推進員が広域的に活躍することで、地域ボランティアが学校区の垣根を越えた活動に参加する機会や各地区の役員、各校のPTA役員が情報交換を行う機会が増加するなど、地域間の交流が活発になりました。

### 学校・教員が担う業務に係る3分類

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が捕導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの委嘱等) ⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの委嘱等) ⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬送迎指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

児童・生徒と向き合う時間を確保するため、学校・教員の業務の適正化を進めています。



保護者・地域の皆さまにご協力いただいている取組に、登下校や夜間の見回りなどがあります。

▲文部科学省は業務の適正化に向け、上記3分類に基づく詳しくはこちらへ 取組を徹底することとしています。

▶教職員の働き方改革

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/kyoisomu/plan/syokuin/work.html>

問い合わせ先

総務課 TEL:087-832-3733